

◎ 退職所得の分離課税に係る市町民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で以下「退職手当等」として説明します）の課税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる月に特別徴収してください。

1 分離課税に係る市町民税・府民税所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に各市町内に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

2 分離課税に係る市町民税・府民税所得割の計算

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町民税は6%（地方税法第328条の3）、府民税は、4%（同法第50条の4））を適用して計算します。

退職所得の金額＝（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）× $\frac{1}{2}$
（1,000円未満の端数切捨て）

退職所得の金額	×	税 率		＝	税 額	
		市町民税	府民税		市町民税額	府民税額
		6 %	4 %			

（注）1 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる（退職所得の金額は、1,000円単位）。

2 税額（市町民税額・府民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる（税額は100円単位）。

3 勤続年数5年以下の役員以外の退職金については、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分について「2分の1課税」は適用できません。

令和4年1月1日以降に支払うべき退職金手当等に適用されます。

4 勤続年数5年以下である役員に対する退職所得に係る所得金額の算出方法は以下のとおりです。

- （対象となる役員等） ・ 法人税法第2条第15号に規定する役員
・ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
・ 国家公務員及び地方公務員

（退職所得の算出方法）

退職所得金額＝退職手当等の収入金額－退職所得控除額

退職所得控除額の計算

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20年 以 下 の 場 合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年 を 超 え る 場 合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

在職中に障害者となったことに直接起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

（控除額早見表）

勤続年数	退職所得控除額(円)	勤続年数	退職所得控除額(円)	勤続年数	退職所得控除額(円)	勤続年数	退職所得控除額(円)
1	800,000	13	5,200,000	25	11,500,000	37	19,900,000
2	800,000	14	5,600,000	26	12,200,000	38	20,600,000
3	1,200,000	15	6,000,000	27	12,900,000	39	21,300,000
4	1,600,000	16	6,400,000	28	13,600,000	40	22,000,000
5	2,000,000	17	6,800,000	29	14,300,000	41	22,700,000
6	2,400,000	18	7,200,000	30	15,000,000	42	23,400,000
7	2,800,000	19	7,600,000	31	15,700,000	43	24,100,000
8	3,200,000	20	8,000,000	32	16,400,000	44	24,800,000
9	3,600,000	21	8,700,000	33	17,100,000	45	25,500,000
10	4,000,000	22	9,400,000	34	17,800,000	46	26,200,000
11	4,400,000	23	10,100,000	35	18,500,000	47	26,900,000
12	4,800,000	24	10,800,000	36	19,200,000	48	27,600,000

※勤続年数1年未満の端数は、すべて切り上げます。